三鷹市ブロック塀等撤去助成要綱

令和元年５月23日施行

改正　令和４年３月14日

改正　令和５年７月10日

（目的）

第１条　この要綱は､安全性に問題のあるブロック塀等の撤去を奨励するため、ブロック塀等の撤去をする者に対して、必要な経費の一部を助成することにより、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）接道部　敷地のうち、道路法(昭和27年法律第180号)による道路、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路又は不特定多数の者の通行の用に供している通路に接する部分をいう。

（2）ブロック塀等　補強コンクリートブロック造の塀、組積造の塀、万年塀及びこれらに類する構造の塀並びにこれらの塀と一体となった門柱をいう。

（助成対象事業）

第３条　助成金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する土地を所有又は管理する者が行う接道部又は避難地のブロック塀等の撤去事業とする。

（1）住宅の敷地

（2）事務所、事業所等の敷地

（3）工場、倉庫等の敷地

（4）駐車場

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

　　２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象としない。

(1) 国、地方公共団体、公社、独立行政法人等の公共的団体が行う事業又は三鷹市まちづくり条例（平成８年三鷹市条例第５号）第24条に規定する開発事業の適用を受ける事業

(2) 三鷹市緑化助成要綱（平成元年4月5日要綱）による助成を受ける事業

(3) 三鷹市道路整備等に関する取扱要綱による補償を受ける事業

（助成対象事業の要件）

第４条　市は、ブロック塀等を撤去しようとする者が、次に掲げる基準を全て満たすときは、その撤去に要する経費の一部について助成を行うこととする。ただし、市長が適当であると認めるときは、この限りでない。

(1) 接道部に隣接したブロック塀等の撤去であること。

(2) ブロック塀等の高さが１.２メートル以上であること。

(3) 安全性に問題があるブロック塀等又は傾き、ひび割れ等の劣化が発生しているブロック塀等で、地震時に倒壊の危険性があると市長が認めるもの。

(4) ブロック塀等のうち前３号の要件を満たす部分の延長距離が合計２メートル以上あること。

（助成金の交付額）

第５条　助成金は、予算の範囲内において、撤去するブロック塀等の延長距離に１メートル当たり１万円を乗じて得た額を交付する。ただし、当該延長距離が30メートルを超えるときは、30メートルを限度とする。

　　２　１メートル当たりのブロック塀等に要する経費が、前項に規定する1メートル当たりの額に満たないときは、当該ブロック塀等撤去に要する経費の実費を1メートル当たりの額とする。

（助成金の交付申請）

第６条　この要綱による助成を受けようとする者(以下「助成申請者」という。)は、助成の対象となる工事に着手する前に、ブロック塀等撤去助成金交付申請書(様式第１号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第７条　市長は、前条の申請を受けたときは、助成金の交付が適当か審査するものとする。

　　２　市長は、前項の審査により、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付額を決定し、ブロック塀等撤去助成金交付決定通知書(様式第２号)により助成申請者に通知するものとする。

　　３　市長は、第１項の審査により、助成金を交付することが適当でないと認めるときは、ブロック塀等撤去助成金不交付決定通知書(様式第３号)により、助成申請者に通知するものとする。

　　４　市長は、第２項の規定による助成金交付決定の通知に当たり、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

（申請内容の変更及び取下げ）

第８条　前条の規定により助成金を交付することが適当と認められた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容の変更又は申請の取下げをしようとするときは、ブロック塀等撤去助成金変更・取下申請書（様式第４号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　　２　市長は、前項の申請内容の変更の申請を受けたときは、変更の可否を審査し、助成金の交付額を改めて決定するものとする。

　　３　前項の審査により、変更を承認する事項についてはブロック塀等撤去助成金変更・取下承認通知書(様式第５号)により、変更を承認しない事項についてはブロック塀等撤去助成金変更不承認通知書(様式第６号)により、交付決定者に通知するものとする。

　　４　市長は、前項の規定による承認の通知に当たり、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

（完了報告）

第９条　交付決定者は、助成の対象となる工事が完了したときは、速やかにブロック塀等撤去工事完了報告書(様式第７号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第10条　市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、第７条第２項又は第８条第２項で決定した金額の範囲内で助成金額を確定するものとする。

　　２　前項の審査により確定した助成金額は、ブロック塀等撤去助成金交付額確定通知書(様式第８号)により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条　交付決定者は、助成金額の確定通知があったときは、市長に請求書を提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（助成金を受けた者の義務）

第12条　交付決定者は、ブロック塀等撤去後、当該地を適正に管理しなければならない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（交付決定の取消し）

第13条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の返還を求めることができる。

(1)　偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2)　助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき。

(3)　前２号のほか、この要綱に違反したとき。

（調査等）

第14条　市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、文書を提出させ、又は実地調査をすることができる。

（委任）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年５月23日から施行する。

附　則（令和４年３月14日施行）

この要綱は、令和４年３月14日から施行する。

附　則（令和５年７月10日施行）

この要綱は、令和５年７月10日から施行する。